

## 第5次人員適正化計画策定に伴う定数条例の見直しについて

事務部局及び機関の区分		現定数 ①	第5次定員適正化計画における職員数							条例定数案				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	最大値	定員数案	調整後	最大値比	現条例比	⑨⑩の考え方
			②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑩-⑧	⑩-①	
市長の事務部局	一般の部局の職員	558	546	541	543	546	545	549	549	555	553	4	-5	最大値×1.01 1未満切り上げ ⑨では、555となるが合計780とするため、⑩を553に調整
	水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の職員	47	42	41	41	41	41	40	42	43	43	1	-4	
議会の事務部局		7	5	5	5	5	5	5	5	6	6	1	-1	最大値×1.01 1未満切り上げ
選挙管理委員会の事務部局		兼 5	4	4	4	4	4	4	4					
監査委員の事務部局		5	4	4	4	4	4	4	4	5	5	1	0	前計画及び条例定数と同じ扱い
教育委員会の事務部局		28	29 (※)	28	28	28	28	28	29	30	30	1	2	最大値×1.01 1未満切り上げ
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局		33	28	27	25	26	23	22	28	28	28	0	-5	退職不補充により計画数が減少するため、最大値であるR2をそのまま条例定数とする。
農業委員会の事務部局		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	前計画及び条例定数と同じ扱い
固定資産評価審査委員会の事務部局		兼 5	4	4	4	4	4	4	4					
公平委員会の事務部局		兼 5	4	4	4	4	4	4	4					
消防機関		110	110	110	113	113	113	113	113	113	113	0	3	前例どおり 計画人数=条例定数
合計		790	737	758	761	765	761	763	772	782	780	8	-10	

※ 文化財保護業務については、業務委託化及び組織改編により、R3年以降教育委員会事務部局へ移行予定。  
 改編前のR2年度についても、比較しやすくするため、教育委員会の事務部局に計上した。  
 そのため、R2年度の職員数は29人となっているが、実際は職員数は27人。